

計画主体名	静岡県・掛川市		
計画期間 実施期間	H20～H22 H20	総事業費(交付金)	142,035千円(71,017千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	活性化目標は定住人口維持及び交流人口の増加、事業活用活性化計画は地域産物の販売量の増加であり、法律及び基本方針と適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	掛川市総合計画に掲載されている。特定農山村法に基づく農林業等活性化基盤計画との整合が取れるよう策定見込みである。静岡県農業水産業新世紀ビジョンの実現のために支援を行っている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	地域住民による活性化の話し合いを行っており、合意が得られている。
事業の推進体制は確立されているか	○	掛川市他関係機関と地域住民による事業検討委員会が組織されている。また、事業主体である農事組合法人原泉茶業組合がH19年12月に設立された。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	施設整備により営農条件が向上することにより、生産体制を確立し荒茶の生産の増加を図り、販売量の増加による農業者の意欲が向上し定住人口減少の抑制と交流人口の増加が期待できるため、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間は3年、実施期間は1年であり、基本方針および実施要綱で定められた期間内であり、適正である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付要望額は、71,017千円であり、交付限度額71,017千円の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規に整備するものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	○	製茶機械については一部中古機械を利用するが、実施要領の運用第4の(4)のウの基準を満たしている。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	整備を行う製茶機械の耐用年数は8年である。既存機械についてもオーバーホールを行い、メーカー保証の8年をつけている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領による費用対効果分析を実施している。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	分析算定結果は1.01であり、1.0以上となっている。
	事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	実施要領別表(2)、要件類別16の要件を満たしている。再編処理による規模拡大を行うもので、整備コスト低減に努める。組合員39人全農業者で構成されている。
	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	受益は39人と多数におよぶものを農事組合法人原山茶業組合が事業実施主体となって整備するものであり、個人に対する交付ではない。また、利用規定を策定し、それに従って管理、運営がなされるため、目的外に使用されることはない。
	施設等の利活用の見直し等は適正か		
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	近隣に同機能の茶工場が複数存在していたため、施設の集約を図る。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	利用は農事組合法人原山茶業組合の組合員とし、茶工場は一番茶、二番茶製造時期に稼動する。平成23年度出荷量の達成を図るため生葉生産量140,000kgを最少限処理するため規模決定を行う。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	工場を増設するための土地の確保、工場までの運搬距離などから既存の原泉第一茶農協の工場を利用する。
	事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	○	目標年度の生産量を元に最低限の規模としている。また、積算については複数メーカーより見積書を依頼している。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	解散する茶工場より、利用できる機械の譲渡を受けるなどし、必要最小限の計画としている。
	附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附属施設は交付対象としない。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	備品は交付対象としない。
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	建物は既存の茶工場を利用するため、立地性、利便性はほぼ従来と変わらない。
	施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか	○	事業実施主体が賃借している土地に整備する。
	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	検討委員会で十分な検討をおこない償還計画を策定しており、補助残については近代化資金及び自己資金で対応する。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	農事組合法人原山茶業組合で管理規定を作成する。今後、必要となる資金の確保は運営計画等で利益積み立てを行い更新をすることを定める。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	収支計画は策定している。経営診断については必要性が高いため検討のうえ専門家等へ依頼する。また、全ての施設が稼動する平成22年度の収入は製品販売高等121,400千円、支出は原材料費、燃料費、工場労務費、減価償却費等110,415千円を見込んでおり、収支の均衡が取れている。
	他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行はしない。